

諮問日：令和3年12月27日（令和3年度（最情）諮問第48号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（最情）答申第7号）

件名：最高裁判所の庁舎に最高裁判所図書館が設置されている理由が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある最高裁判所の庁舎に、日本国民に対して図書館奉仕を提供する最高裁判所図書館（国立国会図書館法2条、20条及び21条1項参照）が設置されている理由が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年11月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。
- 2 裁判所法14条は「裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。」と定めているところ、司法研修所は埼玉県和光市に設置されている。

また、同法14条の2は「裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に裁判所職員総合研修所を置く。」と定めているところ、裁判所職員総合

研修所は埼玉県和光市に設置されている。

そのため、「最高裁判所に国立国会図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。」という同法14条の3を前提としたとしても、最高裁判所の庁舎に最高裁判所図書館を設置する必要は全くないといえる。

また、最高裁判所図書館については、行政各部門に置かれる支部図書館と異なり、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）に相当する法律が存在するわけでもない。

よって、最高裁判所図書館をどこに設置するかについては、最高裁判所が検討や決定を行う立場にあるといえるから、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出の趣旨は、最高裁判所の庁舎に国立国会図書館の支部図書館が設置された理由そのものが分かる文書の開示を求めるものと解される。

この点、最高裁判所図書館の設置根拠は裁判所法14条の3に「最高裁判所に国立国会図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。」と定められており、国立国会図書館の支部図書館を最高裁判所の庁舎に設置することについては、最高裁判所が検討や決定を行う立場にないため、本件開示申出に係る文書を作成又は取得していない。

念のため、最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

- 2 (1) 苦情申出人から提出された意見書によると、本件開示申出の趣旨は、最高裁判所図書館の設置場所について検討や決定を行ったことが分かる文書、すなわち、支部図書館が最高裁判所という機関に設置された理由が分かる文書ではなく、最高裁判所の庁舎（千代田区隼町）に図書館が設置されている理由が分かる文書の提出を求めていることが明らかとなった。

- (2) 上記(1)を前提に、本件開示申出に係る文書を改めて探索したが、当該文

書は存在しなかった。

なお、裁判所法14条の3により支部図書館が司法行政官庁としての最高裁判所の所轄の機構となり、これに付設される官署であることから、最高裁判所において設定場所についての検討や決定を行ったことはあり得るため本件開示申出に係る文書が過去に作成された可能性はあるものの、実際に作成又は取得したのか否か及び取得後に廃棄されたのか否かが判然としない。

(3) よって、本件開示申出について「不開示」とする原判断の結論は相当であるが、その理由については、上記に照らし、対象文書について「作成又は取得していない。」ではなく「存在しない。」とするのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月13日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年4月14日 審議
- ⑤ 同月27日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年5月19日 審議
- ⑦ 同年6月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、本件開示申出について、最高裁判所は、国立国会図書館の支部図書館を最高裁判所の庁舎に設置することについての検討や決定を行う立場にないため、本件開示申出に係る文書を作成し、又は取得していないとして原判断を行ったが、苦情申出人から提出された意見書により、最高裁判所図書館が最高裁判所の庁舎（千代田区隼町）に設置されている理由が分かる文書の開示を求める趣旨であることが明らかとなったとのことであり、本件開示申出書及び上記意見書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上

記のとおり解したことは合理的である。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所図書館は、昭和23年、裁判所法の一部を改正する等の法律（昭和二十三年十二月二十一日法律第二六〇号）によって、当時、千代田区霞が関にあった最高裁判所庁舎に設置されることになり、その後、昭和49年に、最高裁判所庁舎の移築に伴い千代田区隼町に移転して現在に至っていることが認められる。

ところで、裁判所法14条の3によれば、「最高裁判所に国立国会図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。」と定められ、国立国会図書館の支部図書館を設置することについては、最高裁判所が検討や決定を行う立場にないものの、一方、最高裁判所図書館は、司法行政官庁としての最高裁判所の所轄の機構であり、これに付設される官署であると解されるから、最高裁判所において設置場所についての検討や決定を行ったことはあり得ると思料される。

上記確認結果及び裁判所法14条の3の趣旨を踏まえれば、最高裁判所において、最高裁判所図書館の設置場所について検討されたことや上記検討を踏まえた何らかの判断が行われたことは推測できるが、上記検討等があった時期から40年以上が経過していることから、本件開示申出に係る文書を実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらず、不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する

文書を保有していないと認められるから、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子